

## 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」改正の概要

農薬及び化学肥料を一定程度削減して栽培した農産物を対象として、平成4年に制定された「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（以下、「特裁ガイドライン」という。）については、平成15年の改正において、環境保全型農業の一層の推進の観点から、たい肥等による土づくりを行うとともに、化学合成農薬及び化学肥料の双方を5割以上節減したもののみを対象とすることとされ、その普及・定着を図ってきたところである。

一方で、平成19年度から導入される「農地・水・環境保全向上対策」においては、地域でまとめて化学合成農薬（有機農産物のJAS規格において使用可能なものを除く。）及び化学肥料の使用を地域の慣行からそれぞれ5割以上節減する先進的取組等について支援対象とすることとされたところである。

このような中で、有機農産物JAS規格の生産基準と特別栽培農産物の生産基準との整合性の観点、環境に配慮した技術体系により栽培された農産物である旨の情報が消費者にわかりやすく提供できるようにする観点を踏まえ、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」を改正するものである。

### 【主要な改正点の概要】

1. 有機農産物のJAS規格別表2の農薬は、節減対象農薬としてカウントから除外。（本ガイドラインで節減対象農薬の定義等を新たに規定。）
2. 農薬を全く使用しない場合は「農薬：栽培期間中不使用」と、節減対象でない農薬を使用した場合は「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と表示する。
3. 実際に使用した農薬の一般名、用途、使用回数はセット表示欄に表示することとなっているが、セット表示欄での表示が困難な場合、その他の方法で情報提供することも可能とし、その場合は情報の入手方法（ホームページのアドレス等）を一括表示欄に記載する。
4. 化学肥料のうち、窒素成分のみを表示の対象とすることを明確に示すとともに、窒素成分を含まない化学肥料のみを使用した場合には、一括表示欄でその化学肥料の種類を表示することは不要とする。
5. 化学肥料についてはセット表示欄での表示は不要とする。
6. 生産ほ場に設置する看板は、対象ほ場と栽培管理記録簿とが符号するのに必要な情報のみ記載することとし、栽培責任者の連絡先等は省略可能とする。

7. 本ガイドラインは平成19年4月以降に出荷される農産物から適用するものとする。

ただし、平成19年4月以降であっても、それ以前に作付された農産物の場合及び印刷済みの包材等が準備されている場合には、従来どおりの表示を行うことは差し支えないものとする。

(参考)

- 特別栽培農産物の表示ガイドライン
  - ・本ガイドラインは、自然環境への配慮から、化学合成農薬及び化学肥料の使用を、都道府県等が独自に定めた各地域の一般的な使用状況である慣行レベルと比較してそれぞれ5割以上削減して栽培した農産物を対象とし、関係者が表示を行う際に混乱が生じないように定めたもの。
- 有機農産物
  - ・種まき前2年以上前及び栽培期間中も禁止された農薬、化学肥料を使用しないで栽培された農産物
- 有機農産物のJAS規格
  - ・有機農産物の生産方法等を定めた規格
- 有機農産物のJAS規格別表2の農薬
  - ・農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2の農薬に限り使用することができる。
- 節減対象農薬
  - ・従前の化学合成農薬から「有機農産物のJAS規格別表2の化学合成農薬」を除いたものと定義。
- セット表示
  - ・化学合成資材（化学合成農薬、化学肥料）については、本ガイドラインの一括表示欄外に、その使用状況（使用資材名、用途等）をセットで表示することとなっている。